

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 30 条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

平成 21 年 6 月 23 日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験を実施する免許職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

自動車整備科

(2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する免許職種（実技試験の免除を受けることができる者に限る。）

木工科

(3) 学科試験（指導方法のみ）を実施する免許職種（実技試験及び学科試験（関連学科）の免除を受けることができる者に限る。）

上記(1)及び(2)以外の免許職種

2 試験の科目

(1) 実技試験及び学科試験（関連学科）

免許職種	実技試験の科目	学科試験（関連学科）の科目	
		系基礎学科	専攻学科
自動車整備科	自動車整備	自動車工学(自動車 内燃機関 シヤシ 電気及び電子装置 車体 燃料及び潤滑油) 材料(自動車用材料) 安全衛生(安全管理 衛生管理) 関係法規(道路運送車両法)	自動車整備法(整備法 検査法 整備及び検査機器)

木工科		製図(現図画法 読図法) 木材加工法(木材乾燥法 木材加工用機械 木材 加工法) 安全衛生(安全管理 衛生 管理)	工作法(木工品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木工用機械 仕 様及び積算) 塗装法(塗装機器 塗装法) 材料(木工用材料 接着剤 仕上 用材料)
-----	--	--	--

(2) 学科試験(指導方法)

区分	学科試験(指導方法)の科目
全科目共通	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定試験に合格した者
- イ 長期課程の指導員訓練(法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号。以下「旧法」という。)第7条第2項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が4年であるものを含む。)を修了した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの
- ウ 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
- エ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練(旧法の規定により行われた専門的な技能に関する職業訓練及び認定職業訓練を含む。)を修了した者で、その後2年以上の実務の経験を有するもの
- オ 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が700時

- 間以上のものを修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
- カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの
- キ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの
- ク 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの
- ケ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後当該免許職種に関し5年以上の実務の経験を有するもの
- コ 学校教育法による専修学校又は各種学校（修業年限が2年以上で、中学校を卒業したこと、中等教育学校の前期課程を修了したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。）のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年（専修学校の専門課程において修業年限が2年のものを修めて卒業した者にあつては3年、修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者にあつては2年、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者にあつては3年）以上の実務の経験を有するもの
- サ 免許職種に関し、8年以上の実務の経験を有する者
- シ 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからサまでに掲げる者と同等以上の実務の経験を有すると認められる者

ス 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからシまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

実技試験及び学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりです。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の専攻学科
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
厚生労働大臣が別に定める他の法令による免許又は資格を有する者	実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部

5 試験の期日及び場所

- (1) 学科試験（関連学科については自動車整備科及び木工科を実施。指導方法は全職種実施）

平成 21 年 9 月 9 日（水曜日）

佐賀県立産業技術学院（多久市多久町 7183 番地 1）

- (2) 実技試験（自動車整備科）

平成 21 年 9 月 10 日（木曜日）

佐賀県立産業技術学院（多久市多久町 7183 番地 1）

6 受験申請の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 履歴書（市販の用紙を使用し、写真をはり付けること。写真は申請前 6 か月以内に撮影した正面上半身無帽無背景で縦 4 センチメートル横 3 センチメートル型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）

ウ 3 の(2)のア及びイに該当しないことを証する書面

エ 受験資格を証する書面

オ 試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格に該当することを証する書面

(2) 受験手数料

受験手数料は、次に掲げる額とします。ただし、学科試験又は実技試験の全部免除を受ける場合は、当該試験の受験手数料は不要です。

学科試験 3,100 円

実技試験 15,800 円

合 計 18,900 円

受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書にはり付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんのでご注意ください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当 あて

（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）

(4) 受験申請書類の提出期限

平成 21 年 7 月 1 日（水曜日）から平成 21 年 7 月 27 日（月曜日）まで。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。7 月 27 日の消印のあるものまで受け付けます。

(5) 受験票

受験申請書を受け付けた後、受験票を本人あて送付します。

7 合格発表

合格者の受験番号を平成 21 年 10 月上旬に佐賀県公報及び佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>）に掲載するとともに、合格者のみに合格通知及び合格証書の交付をします。

8 試験結果の開示

この試験の得点については、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）第 20 条第 1 項の規定により、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票を持参のうえ、直接開示場所へおいでください。

なお、電話での開示請求はできませんのでご注意ください。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
受験者本人のみ	学科試験得点（科目別得点を含む。）及び実技試験得点	合格発表の日から 1 か月間 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除き、8 時 30 分から 17 時 15	農林水産商工本部 雇用労働課

		分まで)	
--	--	------	--

9 その他

- (1) 受験申請書及び試験案内は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課においてお渡しします。

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、あて先を明記のうえ 140 円切手をはった返信用封筒（定形外：A 4 用紙を収納できるサイズ）を同封して、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課に申し込んでください。

- (2) 受験手続について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当（電話 0952-25-7310）にお問い合わせてください。